

かめやま KAMEYAMA

市議会だより

第 6 号

平成 18 年 2 月 1 日

発行・三重県亀山市議会

編集・市議会編集委員会

三重県亀山市本丸町577

☎(0595)84-5059

URL
<http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>



議会の主な動き

26日	21日	20日	19日	16日	15日	13日	12日	5日	※ 十二月 ※
議会運営委員会・定例会閉会	総務委員会	教育民生委員会	産業建設委員会	一般質問	一般質問	一般質問	議案質疑	十二月定例会開会	

2006かめやま“江戸の道”シティマラソン大会

平成十七年十二月定例会は、十二月五日に招集され、二十二日間の会期で開催されました。開会日には、市政及び教育行政についての現況報告があり、その後、議案二十二件が上程され、提案理由の説明が行われました。そして、十二日には上程された議案に対する質疑を、十三日、十五日及び十六日には市政に関する一般質問を行いました。また、二十六日の最終日には、各常任委員会から付託議案の審査報告を受け、追加提出された人事案件とともに原案のとおり可決、同意することになりました。

議案質疑・一般質問

発言通告の要旨

十二月定例会に、各議員から通告があった議案質疑、一般質問の内容(要旨)は、次のとおりです。

※掲載は質問順、《 》は所属会派

議案質疑

竹井道男 《市民クラブ》

●議案第百十号 亀山市行政組織条例の制定について

- 1 組織変更の目的について
- ① どの様な効果を期待しているのか
- ② もっと大胆な部制を構築してもよかつたのではないのか
- 2 参事制については検証したのか
- 3 部長は横断的な調整機能を持しているのか
- 4 環境森林部の設置について

●議案第百十号 亀山市行政組織条例の制定について

- 5 教育委員会・消防の次長制について
- ① 次長制は教育長や消防長の役割と重複しないのか
- ② 教育委員会次長ほどの様な調整能力が必要と考えるのか
- ③ 学校教育室、教育研究所の分離の考え方はなかったのか

●議案第百十六号 亀山市総合環境センター条例の一部改

正について

- 1 分館・センターの名称の定義について
- 2 施設名の二重表記ではないのか
- 3 なぜこの様なセンターとして設置する必要があるのか
- 4 プラントとしての施設は確立したのか

宮崎勝郎 《緑風会》

●議案第百十号 亀山市行政組織条例の制定について

- 1 平成十八年四月から実施される部・室制への組織機構改革を実施のため条例を制定されるが、他の課の条例制定はどうなっているのか
- 2 この条例制定では、七部二室となつているが、それぞれ部として考えてよいのか
- 3 それぞれ部に事務事項が表わされているが、十分検討されたのか

◇ 第四回臨時会議案一覽 ◇ 十一月二十八日開会

○ 可決した議案

(議案第〇号 ↓ 議〇、報告△号 ↓ 報△)

議 107 亀山市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

市議会議員の期末手当の支給率を○・○五月分引き上げる改正

議 108 亀山市長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部改正について

市長ら三役の期末手当の支給率を○・○五月分引き上げる改正

議 109 亀山市職員給与条例の一部改正について

市職員の給料月額を平均○・三%引き下げ、勤勉手当の支給率を○・○五月分引き上げる改正

○了承した報告

報 19 専決処分報告について

○承認した報告

報 20 専決処分した事件の承認について

◇ 十二月定例会議案一覽 ◇ 十二月五日開会

(議案第〇号 ↓ 議〇、報告△号 ↓ 報△)

○可決した議案

議 110 亀山市行政組織条例の制定について

市の組織を課係制から部室制へ機構改革に伴う条例制定 亀山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について

議 111

地方自治法の改正に伴い公の施設の管理を指定管理者に行わせるに当たり、手續等を規定するため条例を制定

議 112

亀山市基金条例の一部改正について 地域福祉基金を地域保健福祉の増進のため処分できるよう改正

●議案第百十一号亀山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について

1 条文中市長とあるが、市長が所管する公の施設とはどのようなものがあるのか

●議案第百十四号亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

1 亀山市公の施設について、ほとんどが指定管理者制度を導入されているが、亀山市総合福祉センターはなぜ市の直営なのか

●議案第百十五号亀山市学童保育所条例の一部改正について

1 亀山市公の施設の指定管理者制度の導入により、現在地域保護者が運営しているが、今後NPO等の団体が参加してくると思うがどうするのか

●議案第百十九号亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

1 亀山市公の施設に指定管理者の導入については、どのようにするのか

2 指定管理者として地区コミュニティを充てるのか
●議案第百二十二号亀山市基金

条例の一部改正について

1 亀山市基金条例の第三条の地域福祉基金の改正はなぜなのか

2 この地域福祉基金は、高齢者の福祉基金であったが、今後少子化対策事業に充てるためなのか

水野雪男《親和会》

●議案第百十号亀山市行政組織条例の制定について

1 組織機構改革の基本的な考え方を問う
2 行政改革の観点から今回の組織改正の関連と期待する効果をどうみるのか

3 一般的な組織は部、課制が妥当とみるが部、室とした主たる狙いは何か

4 スピーディーな意思決定、迅速な対応という観点から部長、室長の決裁権限のあり方をどう考えているのか

5 フラットな組織運営と言うが従来の縦割りとどう変わるのか

6 人材の育成の見地から組織改正後の取組みをどうしていくのか

7 今回の提案は市長の権限に属するものであるが、市長部局以外の組織改革はどう

するのか

●議案第百十一号亀山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定についてと、関連する公の施設の条例改正について

1 この条例は、指定管理者制度運用基本である。条例の中味を充実する必要があるのでは

2 指定の過程で選定委員会的なものを設けるべきと思うが如何に

3 条例と規則を同時に提示すべきではないか
4 地方自治法第二百四十四条第一項の規定に該当する当市の公の施設の数を問う（市長部局以外の施設も含む）

5 今回の提案は公の施設七施設の改正である。他の施設への指定管理者制度の適用をどう進めようとするのか

6 関連する条例改正は地域社会振興会に管理委託しているものが多い、公共的団体としての地域社会振興会の存在をどう思っているのか

7 地区コミュニティセンターの運営委託の契約条件の変更はあるのか

●議案第百二十五号亀山市一

議 113

亀山市運動施設等条例の一部改正について
指定管理者制度の導入、使用料の見直し及び使用時間の延長等による改正

議 114

亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について
施設全体を市の直営で管理するため改正

議 115

亀山市学童保育所条例の一部改正について
指定管理者制度の導入に伴う改正

議 116

亀山市総合環境センター条例の一部改正について
刈り草コンポスト化センターを分館として設置するため改正

議 117

亀山市文化会館条例の一部改正について

議 118

亀山市中央コミュニティセンター条例の一部改正について
亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

議 119

亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正について

議 120

亀山市都市公園条例の一部改正について

議 121

117～121の五件は指定管理者制度の導入に伴う改正

議 122

亀山市公共下水道条例の一部改正について
下水道法の改正に伴う改正

議 123

亀山市営住宅条例の一部改正について
土地区画整理法の改正に伴う改正

議 124

亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

議 125

組織・機構改革に伴う改正
平成十七年度亀山市一般会計補正予算（第四号）について

議 126

平成十七年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）について

議 127

平成十七年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第一号）について

議 128

平成十七年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）について

議 129

平成十七年度亀山市水道事業会計補正予算（第一号）について

一般会計補正予算(第四号)について

1 保健衛生費(火葬施設費、斎場建設事業の用地購入費)の補正の内容を聞く

伊藤彦太郎《関和会》

●議案第百十号亀山市行政組織条例の制定について

1 地域及び市民からの期待と様々な要望に的確かつ迅速に対応するため、課係制から部室制へ移行するのとことだが、設置される「室」の場所に対する考え方は。市役所や支所に集中させる方向なのか、各種センターなどに分散させる方向なのか

櫻井清蔵《関和会》

●議案第百十号亀山市行政組織条例の制定について

1 部長制にもなう規定についての細部
2 環境部に林業振興室を設けた理由

●議案第百二十五号一般会計補正予算(第四号)について

1 市債について(土木債)

小川久子《いずれの会派にも属さない》

●議案第百十一号亀山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について

1 指定管理者を公募する場合と、そうでない場合はどのように区分するのか
2 指定管理者から出された事業計画書及び事業報告書は情報公開の対策となるのか
3 指定管理者の選定にあたって、公正さを保てるような選定委員会をつくるべきではないか

4 公の施設を活用して民間事業としてできるのであるから、市長や議員等の経営する会社を指定するのは禁止するべきと思うが、その条項はあるのか

●議案第百十五号亀山市学童保育所条例の一部改正について

1 児童の育成にかかわる事業を指定管理者に行わせることは、性質上そぐわないのではないか

2 現在、市内には三方所の学童保育所があるが、四力所目以降の事業及び管理については、どう考えているのか
3 管理者の指定は公募でいくのか、また、途中で管理を継続できなかった時、職員身分、雇用は保障できるのか
4 住民の要望や苦情をどこが受けとめ、どう対処するのか。また、市はどこまで責任をもつのか

服部孝規《いずれの会派にも属さない》

●議案第百十号亀山市行政組織条例の制定について

1 議案説明で「新亀山市の地域経営力を高め、地域及び住民からの期待と様々な要望に的確かつ迅速に対応するため」課係制から部室制に変えるとあるが、なぜ、部室制に変えることでこうした目的が達成できるのか
2 いわゆる任命権者が違う市長部局以外の補助機関や委員会などどのような組織になるのか

●議案第百二十五号平成十七年度亀山市一般会計補正予算のうち、都市計画道路

議 130

市道路線の認定について

議 131

工事請負契約の変更について
西小学校改築事業の建築工事に係る請負契約の変更
亀山市教育委員会委員の任命について

議 132

任期満了となる長田隆尚氏を引き続き任命することに同意

一般質問

橋本孝一《親和会》

●白鳥の湯の利用について

1 合併前後の市内外の利用者内訳
2 一人当たりの平均単価
3 料金見直し

●合併後の各種看板等の衣替

えと新市としての対応
1 関バスセンター名称と看板
2 正法寺
3 道の駅
4 関ロτζジ等

●新庁舎建設について

1 基金創設
2 特例債について

●日本三関 鈴鹿の関について

1 所在地確認調査の進展状況

「和賀白川線」の合併特例債への組み替えについて

1 和賀白川線が合併による一体感の醸成にどうつながるのか、説明を求め

●子供達の安心安全について
1 通学路の安全灯の点検、充実
2 不審者情報の共有継続

●議員報酬について

1 新年度予算編成時期であるが、報酬審議会への諮問する考えはないか

中村嘉孝《関和会》

●障害者自立支援法について

1 障害者自立支援法成立に伴う「応益・定率負担」制度の導入について
2 従来の支援費制度から自立支援法に基づく制度へ移行する際の市としての対応は、又市民への周知は

3 サービス受給の流れ「一次判定、二次判定等」はどうなるのか
4 これまでの公費負担医療「育成医療、更正医療等」はどう変わるのか

●教育行政について

1 児童の登下校時の安全対策について

① 「学校安全体制整備推進事業」におけるスクールガードリーダーについて

●アスベスト問題について

1 飛散性アスベストの分析結果及び今後の対応は、また、分析結果の公表は

●パブリックコメント条例について

1 パブリックコメント「意見公募手続き」条例を制定するの、しないのか

●道路の整備について

1 名阪国道の側道整備について

片岡武男《市民クラブ》

●保育・義務教育建物設備について問う。(教育特区への展望)

1 現状の保育園・義務教育の学校設備で障害者に十分対応可能な状況かについて問う

2 不登校を含め障害者の学習教育の現状について問う

●農地の活用への展開について問う。(農業特区への展望)

1 ふれあい農園の現状について

て問う

2 今後の農業への土地利用計画と自給率五十%以上について問う

●使用禁止の焼却炉について再度問う

1 その後の解体計画について問う

宮崎勝郎《緑風会》

●市宮齋場建設に伴う道路アクセスについて

1 齋場建設の進入路は一方所でよいのか

2 齋場周辺の道路アクセスは十分検討されたのか

●市道と賀白川線の整備について

1 今後の整備の推進計画と開通見込みはどうか

2 市道野村楠平尾線の整備とのかかわりはどうするのか

●現在の教育問題について

1 学校教育における研究指定校における研究成果はどうなのか

2 最近の小学校児童にかかる事件についてどのように対処していくのか

3 学校進入事件でハード面の整備はできたが、学校の体制はどうなのか

●バス対策について

1 白子亀山線のバス運行の廃止、椋本亀山線の運行路線の変更に伴う苦情とか寄せられていないか

2 その後の市内バス検討委員会での経過と今後の取り組みをどうするのか

●刈り草コンポスト事業について

1 コンポスト施設設置による成果について、また、今後の見通しはどうか

2 コンポストにおけるたい肥の利用について、今後の農業政策のなかでどのような利用計画をもっているのか

前田 稔《関和会》

●関宿温泉について

1 調査報告結果の内容を問う

2 どのような活用ができるのか

●シャープ渋滞について

1 朝夕の市内の渋滞状況を問う

2 第二工場完成後の渋滞予測を問う

3 渋滞対策を問う

●特例債について

1 齋場建設と賀白川線で約四十一億の特例債を使うが残りの特例債の使い方を問う

竹井道男《市民クラブ》

●子どもの安心・安全について

1 防犯ブザーの全員配布について

① 全員所持が基本だが所持のチェックは行っているのか

② 防犯ブザーの故障や紛失時の対応はどの様におこなうのか

2 安全に関わる情報のメール配信について

① 前回質問後の取り組みへの進捗について

② なぜ導入しないのか、なか検討課題があるのか

●人材育成・地域手当・能力評価について

1 人材育成について

① 組織変更により今後どのような職員像が求められるのか

② 職員のキャリアアップが必要ではないのか

2 地域手当について

① 官民格差をどうとらえているのか

② 支給要件は人口規模でなく、地域のポテンシャルではないのか

③ 周辺市並みの地域手当は必要ではないのか

3 能力評価について

① 能力評価制度の導入は検討しているのか

② 個人の評価の前に事業評価が先ではないか

坊野洋昭《緑風会》

●工業団地、テクノヒルズからの交通アクセス

1 国道一号関バイパスのアクセスは

2 フラワー道路の全線開通の見通し

3 合併に伴う関・亀山の一体感の醸成を道路交通という観点からどう考えているのか

4 県道亀山・関線の今後の見通し

5 スマートインター開始に伴う周辺道路の整備の見直し

6 桜川改修に伴うJRをくぐる道の改修計画の日程は

7 市道布気・小野線の日原、小野踏切の拡幅工事の日程は

●公用車の安全安心について

1 各課の公用車所持台数

2 一年点検はどの様に行っているか

3 車検の年間台数及び費用はいくらか

4 車検についてのマニュアルはあるか

- ①車検済み車のチェックはどのようにしているか
- ②5車検はどの業者にどのような形で出されるか又費用は適正であるか
- ③整備管理者はいるのか

増亦 肇 《関和会》

- 安心・安全街づくりについて

- 1耐震診断について
- ①診断依頼実績は
- ②対象建物の完全実施方策は
- ③家具転倒防止の実績は（無料取り付け世帯）
- 2インフルエンザ対策は
- ①鳥インフルエンザに対して
- ②学校の鳥管理は
- ③養鶏場の連絡体制は
- ④野鳥の死がい取り扱い
- ⑤新型インフルエンザに対して
- ⑥どのような認識か
- ⑦タミフルについて（考え方）
- 3伝建地区の防火対策は
- ①行政として何をしていくのか
- 4火災報知器について
- ①設置義務に対する説明は
- ②補助制度は
- 5旧農協土地対策は
- ①ベンゼン数値・説明との違いは

- ②土の入れ替えはどうするのか
- ③費用はどこが負担するのか

前田耕一 《市民クラブ》

- 障害者雇用について

- 1雇用状況について
- 2雇用率の達成状況について
- 3今後の雇用計画について
- 運動施設の管理・運営について
- ①指定管理者制度導入に際して施設の改善・改修について
- ②施設利用基準の見直しについて
- ③施設等利用料金の設定基準について

宮村和典 《緑風会》

- 市内の学校としての情報管理について

- 1生徒の個人情報管理は十分か
- 2去る十月に不慮な事件があったがその後の対応策を問う
- 3その教諭に対する思いを問う
- 営農組合への支援について
- 1集落営農に対してどう位置づけをしているのか
- 2ハード（農機具設備）面の

- 補助は考えないのか
- 行革について
- 1公の施設の中で七種以外の指定管理者制度の導入は考えているのか
- 2普通財産の中で遊休資産の処理をどのように考えているのか
- 市の行政組織改革について
- 1市民満足度に答えられる体制としての特色は何か
- 合併後調整するA項目の調整状況について
- ①八十四項目の内、未調整が二十三項目あるが原因は何か
- ②現在の進捗状況と今後のスケジュールを問う

櫻井清蔵 《関和会》

- 合併後一年を振り返って市長の所見をたずねたい

- 1「市長と地域を語る会」を終えて
- 平成十八年度予算編成の概要について
- 1歳入、歳出の見通し及び重点施策について
- 合併後調整するA項目の調整状況及びB項目について
- 1調整の遅れは
- 市営住宅について（九月定例会答弁に基づく細部）

- 1下水道未設置について
- 駐在所の存在について
- 1亀山地区駐在所、関（加太）地区駐在所の今後について（統合計画についての市の対応は）
- 特別職等報酬審議会について
- 1委員の選任
- 2答申についての見解
- 各種審議会、諮問機関について
- 1各種審議会等に対する議会の位置付けは
- アイリス町の雑草について
- 1維持管理協定書に基づき指導すべきだと思う。指導の結果、執行しない場合は市より勧告を行い、市によって除草し、費用を請求することができると思うが、どうか
- 東海道路口マンス街道について
- 1旧東海道、亀山・関・坂下の明示
- 合併協議について
- 1消防団福祉共済制度の調整内容について
- パソコン盗難による今後の対応について
- 1教職員一人一台貸与すべきではないか

服部孝規 《いずれの会派にも属さない》

- 環境基準を大幅に上回るベンゼンが検出されたガソリンスタンド跡地購入問題について

- 1くらしの道づくり御幸線事業で農協から購入した土地から環境基準を大幅に上回るベンゼンが検出されたが、周辺住民に影響は出ないのか
- 2ガソリンスタンド跡地であるのに、土壌調査もせずに購入し、今回のような事態を招いた責任についてどう考えているのか
- 3今回の問題で当初、予定していなかった土壌調査の費用や汚染された土壌の除去費用、さらに工事遅延による工事費用の負担増などが生じたが、その額はどれくらいか。また、その費用負担について瑕疵担保責任により売り主である農協の責任を問うべきではないか。
- 旧関町と昼生地域のバス路線の見直しについて
- 1新市のバス路線の見直しについては、平成十九年度以降に「見直しの段階的实施」がされる予定である。こう

した「見直し」がなぜ、来年度に行えないのか、その理由を示せ

2 旧関町からあいあいや医療センターへの直通のバスがない。「新市の一体感の醸成」には欠かせないと思うが、考えていないのか

3 十月から昼生地域を走るバスがなくなり、地元住民は大変困っている。平成十五年十一月に出された中間報告では、白子亀山線は「十七年度以降、広域機能を廃止し、新システムに一部組み入れ」とされているが、この方針はどうなったのか

小川久子 《いずれの会派にも属さない》

●学校給食について

1 小学校の自校直営式給食は教育的効果が大きいと考えられるが、この形をずっと維持するには正規職員が不可欠である。このことについて市当局の見解を伺います

2 中学校給食について、検討委員会が八月からスタートしているが、進捗状況及び検討結果の出される用途はどう考えているのか

●外国人との共生について

1 亀山市は外国人の居住率が

非常に高いが、共生の為の施策が必要と思う。就労状況はどうか、市としてつかなでいる状況を問う

2 外国で暮らす不安は大きいと思うが、日本語教室をもっとふやすべきではないか

3 急病の時、病院等で言葉がわからず困っていると聞くと、通訳の状況はどうか

大井捷夫 《いずれの会派にも属さない》

●地方分権の時代、行政改革対応について

1 組織構造改革の骨子にある市民の期待に的確、かつ迅速に対処するため具体的にどうするのか

2 職員の意識改革があつてこ

その組織が成功するものと思うがどの様に考えるか

3 若手も登用出来る中間管理職を省く機構と思うが人材育成、人事管理について具体的な取り組み、考えについてお聞かせ下さい

●障害者自立支援法への亀山市の対応について

1 亀山市の障害福祉サービス利用の現状について

2 亀山市としての障害福祉計画策定について

3 相談からサービス利用までのプロセスについて

4 利用者負担の見直しについて

5 新しい制度の市民へのPRについて

質疑と答弁

議案第110号

亀山市行政組織条例の制定について

提出議案に対する質疑者とその主な内容は、次のとおりです。

12日 竹井道男、宮崎勝郎、水野雪男、伊藤彦太郎
櫻井清蔵、小川久子、服部孝規

課を超えた調整を行い、連携する際のキーマン、ただし、決裁権はないとの答弁であった。今回、部長制をしくに当たって、従来の参事は横断的な仕事の一部を行い、他課にわたる仕事も十分やれたとい

問平成十五年六月議会で参事職について質問を行ったが、

課を超えた調整を行い、連携する際のキーマン、ただし、決裁権はないとの答弁であった。今回、部長制をしくに当たって、従来の参事は横断的な仕事の一部を行い、他課にわたる仕事も十分やれたとい

う観点からいけば、参事制についてのチェック・アクションというものが部長に引き継がれていかなければならないと考える。

層を重ねることなく権限と責任が明確で、スピーディーな組織・機構にしたい。

参事制について、どのように検証されたのか。また、部長の横断的な役割はどうなっているのか伺う。

問部室制へ移行するが、この室は現行の係より、より独立性が高いイメージがある。室という考え方により、より適切な場所の配置というものが期待できる。

答参事制は、課を超えて調整を行い、スタッフ的な職として十分機能を果たしてきた。

答各室を本庁や支所に集中させる方向なのか、あるいは各種専門センターなどに分散させる方向なのか、室の場所、配置の考え方について聞く。

地方分権が進む中、この点について検証した結果、権限を有する部長がこの職務を担うことが効果的であると考えた。

答設置場所は、基本的に市民が利用する上で利便性を主眼に判断したいと考える。一カ所に集中し、連携をとれる環境をつくることも利便の上で重視すべきところであるが、本庁舎以外に設置することによって利便性が得られるのであれば総合的に判断したい。

部間の調整は、三役、部長で構成する経営会議を設置することにより意見交換、情報共有ができ、部間の連携が一層密にすることが可能と考える。

問行政組織は、一般的に見れば部課制というものが妥当で、市民にとってもなじみやすいと思う。今回の部室制をとるという提案のねらいは何か。

答これまでの課をさらに統合した部を設けて、大課制のスケールメリットを生かし、係を廃止して決裁権を有する室長を設置することにより、階

問行政組織は、一般的に見れば部課制というものが妥当で、市民にとってもなじみやすいと思う。今回の部室制をとるという提案のねらいは何か。

答室については柔軟性を持たせたい。この部分は規則で定めるので、必要に応じて柔軟な形をとることが可能である

議案第111号 亀山市公の施設の指定管理者の指定の継続等に関する条例の制定について

問 今回は七つの施設の改正だが、他の施設の指定管理者制度をどう進めようとしているのか。

例えば図書館、歴史博物館、林業センターがある。そういう直営の公の施設の管理の方向は。今回は管理委託してあるものを条例で定めるが、それ以外の施設をすべて指定管理者制にしていくのかどうか尋ねる。

答 現在直営で管理している公の施設も、行革の一つとして利用者の利便性確保を前提に施設の設置目的、あり方、それから受け皿などの視点から検証し、判断していきたい。四十一施設全部が指定管理者制度でいくことは、あり得ない、現在、考えている。

問 地域社会振興会は市の施設管理の受け皿としてつくった出資法人であるが、今回の指定管理者制度の導入により、その存在はどう変わるのか。

議案第112号

亀山市基金条例の一部改正について

者と同様の立場で、指定を受けるため競争することになる。しかし、振興会の職員は、各施設の管理に必要な知識を身につけてノウハウを培ってきっており、民間事業者との比較においてどのように評価をしていくのか検討する必要がある。



地域社会振興会

振興会に対して、経営体質の強化や意識改革を強く求めていきたい。

問 亀山市基金条例第三条の地域福祉基金の改正はなぜなのか。この基金は高齢者のための基金であったと思う。今後これを少子化対策に充てるがなぜか。

答 今回の改正の趣旨は、少子化対策につながるものである。基金設置当時は、「高齢者保健福祉推進十九年戦略」により、高齢者福祉施策を積極的に推進してきた。しかし、出生率の低下とともに少子高齢化が進み、次世代育成支援対策推進法が公布されてからは、子育てを支援する施策に取り組んでいるところである。

高齢者に限定せず、子どもからお年寄りまで幅広く、地域における保健福祉のため有効に基金を活用するための改正である。

議案第125号 平成十七年度亀山市一般会計補正予算(第四号)について

問 和賀白川線事業に、合併特例債を充てるが、どのような経緯で合併特例債に組み替えられたのか。

新市まちづくり計画の中で議論されたいろんな道路があ

ると思うが、和賀白川線に特定した理由を尋ねる。

答 和賀白川線は、市街地と周辺地域をネットワークする南北道路で市の中心部と県道一四四号を經由して関地域を結ぶ重要な幹線道路である。そして新市まちづくり計画の「生活基盤の充実」の中で主要事業と位置付けされている。

地方特定道路整備事業債より合併特例債は有利な起債であることから活用するものである。



市道和賀白川線

問 和賀白川線が合併特例債に組み替えられるが、合併による一体感の醸成につながるのか。

新市まちづくり計画には、新庁舎の建設、図書館の分館の設置があがっている。また「あいあい」への行くためのバス路線のための道路整備、中学校給食が検討されているなど、これらが一体感の醸成につながる事業と思うがどうか。

答 合併特例債は、基本的にハード事業に充当し、今回は、斎場建設と和賀白川線に充当した。

今後、総合計画策定の中で十分検討し、財政状況を考慮しながら事業を厳選していきたい。



質問と答弁

市政に関する一般質問の質問者とその主な内容は、次のとおりです。

- 13日 橋本孝一、中村嘉孝、片岡武男、宮崎勝郎
前田 稔
- 15日 竹井道男、坊野洋昭、増亦 肇、前田耕一
宮村和典
- 16日 櫻井清蔵、服部孝規、小川久子、大井捷夫

運動施設の管理・運営について

問東野運動公園の運動広場の利用基準については、現在もサッカー、ゴルフ等禁止となっているが、サッカー、ゴルフはなぜだめなのか、改めてその理由を聞く。また見直しについて検討はされたのか否かについても尋ねる。

答運動広場の考え方は、多目的な活動の場であることから自由に出入りができ、かつ広く利用できる空間と考える。また、都市公園の附帯施設であることから、幼児から高齢者まで幅広く利用できるようなっている。

広場のあり方について、亀山市スポーツ振興審議会の意見を伺い検討したい。



東野公園運動広場

問施設利用料金の設定基準について、東野公園のソフトボール場、ゲートボール場やテニスコート料金は同額であるが、どのような基準で同じ料金に設定したのか。施設の面積なのか。また西野公園の野球場とソフトボール場も同じような料金設定となっている。面積から違うが、どのような基準なのか伺う。

答ソフトボール場及びゲートボール場の料金設定は、市内に同一施設がないことから他の市の使用料金を参考に設定した。西野公園の野球場は全面で額を定めており、ソフトボールで二面使用しても同額の料金をいただいている。

児童の登下校時の安全対策について

問全国的に小学生の児童が被害に遭う凶悪事件が続発している状況下で、子ども達を犯罪被害から守るにはどうすればよいか。安全対策はどういった方策が講じられているのか。

答文部科学省には、学校安全体制整備事業として、警察OB等によるスクールガードリーダーが地域内を巡回警備する事業がある。これは、県や政令指定都市が対象となっているが、どう考えているか。

問児童、生徒への防犯意識高揚のため、さまざまな取り組みを進めている。子どもSO Sの家、防犯ブザーの全児童配布、安全マップの作成、また、補導センターや自治会の協力による登下校時のパトロールを実施している。

スクールガードリーダーについては、複数の学校間のボランティアが対象で、今後、各学校や各地区のボランティアの組織化の状況を見て検討したい。

安全にかかわる情報のメール配信について

メール配信について

問昨年九月定例会で質問したが、池田小の事件以来、子どもへの安全にかかわる情報を携帯電話にメール配信する事業が始まっている。鈴鹿市でも開始されたことから、早期導入を提案したが現在の取り組み状況は、またなぜ導入に至っていないのか、課題があるのか尋ねる。

答メール配信システムの経費について、予算、問題点等の調査を行った。管理やセキュリティを強化すればするほど高額となった。今後、必要とされる利用頻度やメールアドレスの提供など、個人情報について保護者の理解と協力が必要であり、日進月歩する情報技術の中でどのシステムが最適であるか、全市的な緊急配信事業ともあわせ研究・検討を続けてまいりたい。

学校給食について

問市の小学校では、心のこもった手作りのおいしい給食を毎日食べている。児童と調理員との交流もあり、食材や生産者の情報、調理方法の説明もされている。これは直営自校式の良いところである。ところが、調理現場の正規職員が十二人で臨時職員が二十人と、割合では補佐的な役割の人が多い。このような状況で良好な給食を維持するのは難しいと考えるがどうか。



小学校給食室

〔答〕給食調理員については、国の基準に基づき適正に配置している。また、本年度より弾力的な運用を図るため、児童数に応じて、西小、東小、井田川小、川崎小学校にそれぞれ一名の増員配置をしている。

保育園・義務教育建物

設備について

〔問〕十九年度に障害を持つ児童の入学が予定され、改造を実施する学校があると聞か、その都度の改造でよいのか。
 今の時世は、生徒と保護者の希望で、知的障害、情緒障害、肢体障害児等も保育園、学校への入園、入学が増加していると聞か、受け入れのための改築計画の対応で十分か伺う。

〔答〕公立保育所九園において、障害を持つ子ども十一名を預かっている。そのうちバリアフリーを必要とする子どもは一名で、専任の保育士を配置している。また、保育室の出入り口にはスロープを設置し、段差の解消を図っている。
 学校への障害を持つ児童・生徒の入学は、就学指導委員会の判定及び指導により、保護者と十分打ち合わせの上、

障害の状態に見合った整備を行うとともに介助員を配置している。



保育室出入り口にスロープ設置

東海道路ロマンス

街道について

〔問〕亀山宿、関宿、坂下宿は、東海道の四十六番目から四十八番目の連続した宿場である。歴史散策をしていただくためには表示板が必要だと思ふ。歴史・文化等を守る上でも必要と思ふが設置の考えはあるのか。

〔答〕市内に点在する歴史・文化遺産を東海道を基軸としてつなぎ、さらに面として総合的に整備を図りたい。新市まちづくり計画の中でも、東海道歴史文化回廊基本計画策定事業に位置付けており、平成十八年度から進めてまいりたい。案内板の設置については、計画的に設置していきたい。

白鳥の湯の利用について

〔問〕合併前は、関の皆さんに対して値上げできないという思いもあり、料金の見直しは、現在まであえて行政の方でも議会としても話題に上げていなかったと思う。合併したことから、出入り口、浴場の拡張も含めて、市外と市内の料金見直しについての考えを聞きたい。
 また、湧出量も多いと聞か、関ロッジへ活用してはどうか。

〔答〕現在の料金設定は、議会といろいろと議論をしてまとめってきたものである。利用実績や市民の福祉・健康面の向上、さらには亀山の情報発信の拠点など、さまざまな波及効果を考えると、現段階では市

内・市外を区別することなく、新市のセールスポイントとしたい。そして、これまでの実績をより重ねることにより、合併後の新しい亀山の将来の進展に寄与するものと考え、拡張については、今のところ考えていない。
 関宿周辺にぎわいづくりの調査を始めたところで、温泉を掘削し、湧出をしていることから、関ロッジも絡め、これから検討段階に入るところである。



白鳥の湯 (総合保健福祉センター)

障害者自立支援法への

対応について

〔問〕これまでの障害者福祉は、身体障害者、知的障害者、精

神障害者とそれぞれ別の法体系により措置されてきた。しかし、これを一元的にとらえ直して、障害者の自立と共生の社会をつくっていくよう改正があり、障害者が地域で暮らせるようにしていこうというところが、法律の目指すところとなった。

〔答〕市において障害者福祉サービスの利用の現状について伺う。

〔問〕福祉サービスの現状は、支援費制度により提供している。身体障害者の居宅と施設での支援で四十一人、知的障害者の居宅と施設で六十人、精神障害者五人となっている。いずれも本人または家族との面談により支給決定を行い、サービスを実施する指定事業所と本人との契約によりサービスの提供を行っている。

新型インフルエンザについて

〔問〕現在、アジアでは鳥から人への感染が続いている。鳥ウイルスに異変が起こって、人から人へと強い感染力を獲得する危険性があるといったことが取りざたされているが、どのような認識でいるのか。ま

た、発症した場合の特効薬タミフルがあるが、それについてはどのような認識でいるのか伺う。

〔答〕医療センターでは、県の指示によりインフルエンザの発生状況に応じた対策を講じることとしている。

現在、新型インフルエンザのワクチンはなく、効果を發揮するワクチンの早期実用化に向け、世界各国で開発努力がなされている。したがって、現段階では従来のワクチンを接種するのが最善である。

また、タミフルは、インフルエンザ抗ウイルス薬であり、国と県が連携して必要量を確保できるよう進めており、医療センターも当面必要量は確保している。

旧関町と昼生地区のバス路線の見直しについて

〔問〕新市バス路線の見直しについては、平成十九年度以降に段階的に実施することになっているが、高齢者や車に乗れない人にとっては、早期実施が切実な願いである。なぜ十八年度に実施できないのか。また、旧関町からあいあい医療センターへの直通バスは

考えていないのか。

一方、平成十五年、十六年に出された中間報告での方針は、どうなっているのか伺う。

〔答〕バス事業を取り巻く諸問題は、複雑多様化してきている。

本年八月から、あいあい直通の交通手段として、高齢者等を対象に、事前予約制の施設送迎サービスの利用区間を関地区まで拡大し、利用していたにいたっているが、全市的な地域生活交通の再編の中でさらに検討してまいりたい。

また、中間報告は、白子亀山線で実施していた鈴鹿市との共同運行が終了したことに伴い、中間報告の前提も大きく変わっている。



事前予約制送迎ジャンボタクシー

市道と賀白川線の整備について

〔問〕和賀白川線は、早期開通、早期供用と理解している。この周辺道路は、シャープ創業以来、交通量の増加は非常に多く、それに伴い渋滞し、交通事故の発生も危惧されている。今後の整備計画と開通の見込みについて伺う。また、市道野村楠平尾線についても、和賀白川線の進捗状況とあわせて整備されていくのか伺う。

〔答〕和賀白川線は、現在、用地買収を行っており、地権者三十一名中二十七名の方に既にご契約いただき、残りの四名の方々と交渉中である。早期にご理解いただくよう鋭意努力し、平成二十年度を完成目標に今後も進めてまいりたい。

野村楠平尾線は、今年度、和賀白川線、県道鈴鹿関線との交差点部分の視距改良を行っており、また舗装の打ち直しを継続的に行うこととしている。

県道亀山関線の見直し

今後の見直し

〔問〕工業団地から東の方へ来る道路というと、一号線へ出る

しかないが、一号線は慢性的な渋滞である。亀山関線は、旧清和荘前までは工事されると聞くが、環境センターの前を通って一号線へ入れるように一気にやってもらわないと意味がない。地域の者は非常に不自由している。朝は大変な状況にあることから、県道亀山関線についてどう考えているのか伺う。



県道亀山関線

〔答〕新市の主要な東西幹線道路として、重要性は十分認識している。

地元説明会でも、市道日原道野線から国道一号までの区間約九百メートルについて、早急に計画指針どおりに全線完成するよう要望を強く受けている。したがって、道路ネ

ットがふえるべく、一・八キロメートルある全区間を早く同時期に完成形に持つていくため、市としての役割と方向性を今年度中に示せるよう、関係機関と調整中である。

合併特例債について

〔問〕総合計画の策定までに、斎場建設と和賀白川線の二事業に約四十一億八千万円の特例債が充てられることになる。今後、新庁舎建設を考えると、特例債はほとんどが消えることとなる。これで本当に両市町の一体性の速やかな確立と均衡ある発展に充てられていると言えるのか。また、両市町の格差が出ていると思わないか。残りの特例債の使い方について伺う。

一方、新庁舎建設をする仮定した場合に、どの程度の特例債を充てるのか。

〔答〕合併特例債は、新市まちづくり計画に位置づけをされている事業から、緊急度や熟度の高い事業に充当してまいりたい。旧関地区での具体的な事業は、関宿のにぎわいづくりや生活基盤の充実に資する事業が候補になる。

また、市庁舎整備事業へ充当する場合には、議員数や職員数により事務室や会議室など、対象となる標準面積や標準単価が定められており、合併特例債が活用できる額は限られている。

行政組織改革について

現在の人事は、ある面で硬直化している。現在、課長補佐級職員が三人に一人の割合で存在していることが原因ではないか。今後、管理職に登用すると聞くと、職員間の競争を生み出し、優秀な人をどんどん抜擢することで、年功序列型から能力主義への転換を図ることが、改革ではないか。

そこで、管理職となる室長の登用について、課長補佐級から登用する人数と女性職員の登用をあわせて伺う。

答組織の構造改革の面から検証した点であり、何人登用するとは言えないが、中堅職員の積極的な登用をしたい。

また、女性室長の登用については、行革とか男女共同参画の観点から、積極的な登用を図ることとしている。今回

の改正で、幼稚園長や保育園長も管理職として登用していきたいと考えている。

請 願 の 結 果 (12月定例会で審査)		
件 名	定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書の提出についての請願書	地方の公務員賃金の大幅引き下げに反対し、地域経済の活性化を求める意見書の提出についての請願書
請 願 者	亀山市和田町1488-115 連合三重亀山・関地域協議会 議長 坂 孝夫	亀山市和田町1488-115 連合三重亀山・関地域協議会 議長 坂 孝夫
紹介議員	竹井道男、大井捷夫	竹井道男、大井捷夫
結 果	採択	採択



本会議の様

議会の仕組み

市議会を構成するのは、皆さんの投票により選ばれた市議会議員です。亀山市議会の定数は22人で在任特例により平成18年10月31日までは32人です。

市議会は、皆さんの考えが市政に反映されるよう、市の条例や予算などの案を審議します。そしてこれらの議案は、議会で議決されることにより、その効力を発揮します。地方公共団体の団体意志を決定する権限であり、議会の最も基本的な権限です。

また、常任委員会と議会運営委員会などの委員会があります。常任委員会は、広範囲に、かつ、専門化する案件を能率的に審査するためのもので、総務・教育民生・産業建設の3委員会があります。議会運営委員会は、議会の会期や議案の取り扱いなどを協議します。

議員から提出された下記の内容の意見書を12月26日に可決しました。そして、内閣総理大臣をはじめ関係大臣、国会に提出しました。

道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書

道路は、活力ある地域社会を形成し、豊かな生活の実現と経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、その整備は住民が等しく熱望するところである。

しかしながら、必要な道路が未整備なために、地場産業の発展や地域の活性化、潜在する地域の魅力の有効活用ができない状況にあり、また、住民の安全、安心確保の面においても道路整備は必要不可欠である。立ち遅れている地方の道路整備の実現は、安定した日本の経済等を支える基本である。

こうした中、日本のものづくりを支え、地方を活性化していくための道路整備には、安定的な財源が不可欠である。

よって、国におかれては、道路整備の着実な推進を図るための道路特定財源を確保されるよう強く要望する。